

受診者の権利・義務

公益財団法人静岡県予防医学協会では、健康診断の受診者の権利・義務について、以下のとおり定めております。

1. 良質な健康診断を受ける権利

受診者は、その社会的経済的地位・国籍・地域・人種・宗教・性別によって差別されることなく、平等・公平に、良質で適切な健康診断を受ける権利があります。

2. 自己決定の権利

受診者は、ご自身が受ける健康診断について納得された上で、検査を受けるか否かを決定できる権利があります。

ただし、所属団体や健康保険組合との契約を締結している場合は、所属団体や健康保険組合との契約内容が優先されます。

3. 情報に対する権利

受診者は、健康診断によって得られた検査データのすべてについて、その内容を知る権利があります。

4. プライバシー保護に対する権利

受診者は、ご自身の健康診断結果や問診情報、並びにあらゆる個人情報について、当会が定める「個人情報保護方針」に基づき保護される権利があります。

5. 情報提供の義務

受診者は、医師・健診スタッフに対し、ご自身の健康に関する情報を正確に知らせる義務があります。

6. 遵守の義務

受診者は、快適な健診・検査が受けられるよう、当会の規則ならびに健診スタッフの指示を遵守し、他の受診者に対して適切な健診環境が保てるよう、安全性や静寂性の配慮を行う義務があります。

令和5年4月1日

公益財団法人 静岡県予防医学協会
理事長 田川 隆介